



指定希少野生動植物に

カワバタモロコ、ヤリタナゴが追加されました！

静岡県では、県版レッドデータブックで絶滅危惧種(絶滅危惧ⅠA・ⅠB・Ⅱ類)に位置づけられたもののうち、他法令により保護されていないもの又は保護が不十分なもので特に保護が必要な種を順次「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づき、『指定希少野生動植物』に指定しています。

平成27年4月1日から、新たに淡水魚類の「カワバタモロコ」「ヤリタナゴ」の2種が追加指定されました。これによりこの2種の個体及び卵を捕獲、採取、殺傷又は損傷することは禁止され、違反した場合には罰則が科せられます。

なお、平成27年4月1日以前に飼養していた個体の所持を規制するものではありません。飼養個体の野外への放流は遺伝子のかく乱に繋がります。最後まで責任を持って飼養しましょう。

カワバタモロコ(コイ科)	絶滅危惧ⅠA類	ヤリタナゴ(コイ科)	絶滅危惧ⅠA類
			
<p>【分布】 県内では中部・西部</p> <p>【生息環境】 流れの緩い平地の細流や池沼</p> <p>【形態】 体長30~50mmで小型。成熟したオスは体側から頭部まで黄金色の婚姻色となる。</p>		<p>【分布】 県内では西部</p> <p>【生息環境】 本流の中下流域、平野部の支川、かんがい用の水路など</p> <p>【形態】 体長10cm程でやや細長い。口もとにやや長い口ひげが1対ある。</p>	

静岡県の希少な野生動植物を守り次代に継承しましょう。

指定希少
野生動植物



ホテイラン



ホテイツモリソウ



タカネマンテマ



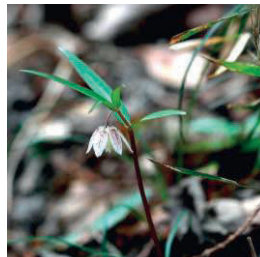
キンロバイ(ハクロバイを含む)



キバナアツモリソウ



オオサクラソウ



カイコバイモ



アカウミガメ

これまでに、県内では動植物8種が指定希少野生動植物として指定されています。

希少野生動植物保護基本方針

- ①種の選定
- ②個体の取扱い
- ③生息地保護
- ④保護回復事業

に関する基本事項等

● 個体の保護(①種の選定、②個体の取扱い)

希少野生動植物 (絶滅のおそれのある野生動植物)

指定希少野生動植物 (H27年4月現在 10種を指定)

- 生きている個体(卵・種子)の捕獲等の禁止
- 違法捕獲個体(加工品)の譲渡等の禁止
- 学術研究、繁殖目的のための捕獲等は許可が必要

罰則規定
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

特定希少野生動植物*

- 特定希少野生動植物事業の届出(市場流通を監視)

*特定希少野生動植物種 …… 指定希少野生動植物のうち、市場での流通を監視するため取扱事業者の登録を要する種。

● 生息地等保護(③生息地保護) 生息地等の保護が必要な場合

《生息地等保護区》

監視地区 (届出:区域内の開発行為等)

管理地区 (許可:区域内の開発行為等)

立入制限地区 (繁殖期間等の立入制限)

● 保護回復事業(④保護回復事業) 人為による維持・復元が必要な場合

県・市町・県民・事業者等による保護回復の取組推進

- 県 : 保護回復事業計画の策定と実施
- 市町 : 保護回復事業の実施(確認)
- 県民・事業者 : 保護回復事業の実施(認定)
- 保護監視員 : 指定種の密猟や生育状況・生育環境を監視

富国・有徳の理想郷—しずおか



Shizuoka Prefecture

【お問合せ】静岡県くらし・環境部環境局自然保護課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話:054-221-3332 FAX:054-221-3278
Eメール:shizenhogo@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県指定希少野生動植物

検索